

七、休暇・休暇シ設定期

夏六各人連意十日間、冬ハ十二月廿九日ヨリ十日間、本役創立紀念日
ハ春秋二季ニ一回、慰安会シ賃給サレタレ、(或ハ特別年賃シ支給サレタレ)
又女子奉務服ハ毎年夏冬、二回セ支給サレ度し

八、女性専用脱衣室シ設定期

九、女子奉務員全體ノ助手トシテ、各ノ専用サレタレ

去年二回上半期下半期ニ於テ昇級

一回

昇給シサレタレ

十、病氣、除ハ医師、診断スル期間ハ休暇シ支給一興、期間中ハ給料シ支給サレタレ

十一、賃給金ヲ制定サレタレ

1) 会社ア申出シの場合

三ヶ月介末滿ハ勤務者ハ一ヶ月給ノ一ヶ月介シ支給サレタレ

六ヶ月未滿者ニ付シテハ同上ニ一ヶ月介シ支給サレタレ

一ヶ月以上ハ同上ニ五ヶ月介シ支給サレタレ

二ヶ月以上ハ同上ナ十ヶ月介シ支給サレタレ

三ヶ月以上ハ六ヶ月シ増ヌ毎ニ三ヶ月シ増サレタレ

四、事務員ヨリ申出シの場合

六ヶ月以上ハ勤務者ニ付シテハ月給、一ヶ月介

五

一ヶ月以上ハ勤務者ニ付シテハ月給、一ヶ月介

二ヶ月以上ハ勤務者ニ付シテハ六ヶ月介

三ヶ月以上ハ勤務者ニ付シテハニヶ月シ増ヌ毎ニ二ヶ月介シ支給スコト

其年三四、省吾ハ確実ニ左、一割減シテナ給

六ヶ月未滿ハ勤務者ニ付シテハ上下兩半期ニ於テ夫々月給、一ヶ月介

一年未滿ハ同上ニ二ヶ月介

一年以上ハ同上ニ二ヶ月介

六、会社が解雇スル場合ニハ一ヶ月前ニ予告サレタレ

七、従業員ニ組織エル団体ヲ認メシニ至る事業並ニ全従業員ノ人事

問題ニ付スル團体交渉权ヲ認可サレタレ

九、武藤禍除後、日給ハ之ヲ二月ニ昇給サセタレ

六、昇給シカズ、給料ヲ十円ニ昇給サレタレ

二、右、各項ハ即時実行サレタレ

三、右、同上ニ付テハ絶対ニ禁ず者シ禁ガルト

昭和四年十二月十九日

右 緑葉第一回